第四十七条第一項中「（次項及び次条において単に「経済産業局長」という。）」を削り、同条第二項中「報告書を、」の下に「当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する」を加え、同条に次の二項を加える。

3　市長は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第五条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4　市長は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第二十一による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四十八条中「報告書を、」の下に「当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市長は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

様式第十九から様式第二十二までの様式中「都道府県名」の次に「又は市名」を加える。

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第二条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百十八条の前の見出し中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市長は、法第四十六条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十二条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第百十九条第一項中「（次項及び次条において単に「経済産業局長」という。）」を削り、同条第二項中「報告書を、」の下に「当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する」を加え、同条に次の二項を加える。

3　市長は、その職員に、法第四十七条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十二条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第七十七による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4　市長は、その職員に、法第四十七条第一項の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第七十八による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第百二十条中「その旨を」の下に「当該命令に係る事業場の所在地を管轄する」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市長は、法第四十七条の二第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十二条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

様式第七十四中「経済産業局長又は産業保安監督部長」を「経済産業局長、産業保安監督部長、都道府県知事又は市長」に、「次の各号の一に該当する者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改める。

様式第七十七及び様式第七十八中「都道府県名」の次に「又は市名」を加える。

（中小小売商業振興法施行規則の一部改正）

第三条　中小小売商業振興法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第百号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該商店街整備計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。次条第一項において同じ。）」を加える。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該店舗集団化計画に係る団地の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。次条第一項において同じ。）」を加える。

第五条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該共同店舗等整備計画に係る全ての共同店舗等又は店舗等の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。次条第一項において同じ。）」を加える。

第七条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該商店街整備等支援計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。次条第一項において同じ。）」を加える。

第十二条中「都道府県」の下に「（高度化事業計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該市）」を加える。

様式第一から様式第八までの様式中「省事」の次に「又は市長」を加える。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百三十五条第一項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は市長」に改める。

第百四十一条第三項中「限る。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4　市長は、法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つたときは、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第百四十二条第三項中「次項」を「次項から第六項まで」に改め、同条に次の二項を加える。

5　市長は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、当該事務を行つた年度の一年分の立入検査又は質問の結果をとりまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施年報を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施年報を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。